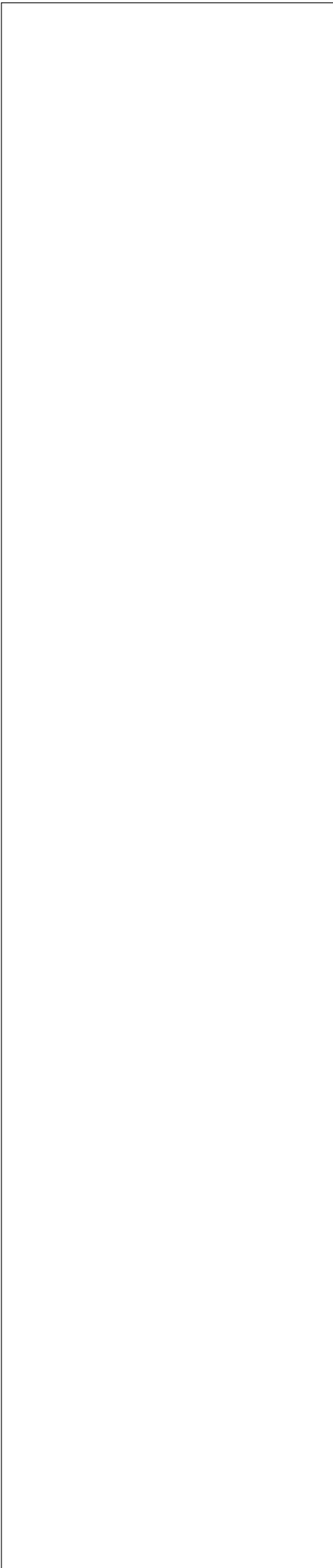


広告



税金

午後5時。80人。
 ￥千100円(来年3月までの分。登録者のみ当日納入)。
 5月14日(水)から☎(先着) 申込先・詳細 在宅福祉サービス協会/リンケージプラザ内/18階 ☎(272)4440

△軽自動車税の平成20年度納税通知書をお送りします▽
 4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、オートバイなどを所有か使用している方に、軽自動車税の納税通知書を5月中旬にお送りします。6月2日(月)までに金融機関・コンビニエンスストアなどで納めてください。
 △住民税住宅ローン控除申告書の提出をお忘れなく▽
 18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除し

きれなかった額がある場合には、お住まいの区の区役所に申告書を提出することで、住民税所得割から控除できます。なお、申告書は特別徴収税額の決定通知書または納税通知書が到達する日までに提出する必要がありますので、早めに提出してください。
 【詳細】区役所(1階)の課税課

△市税の納付はお済みですか▽
 市税に未納のある方は、至急納付してください。早期に納付できない事情がある場合は、お住まいの区の区役所納税課に必ず相談してください。納付も相談もない場合は、給与、預貯金などの財産差し押さえを行います。
 △税の納付は口座振り替えで▽
 市・道民税(普通徴収分)の納付には、安心・確実な口座振り替えをご利用ください。現在、20年度第1期分から新たな申し込みを受け付けています。5月30日(金)までに

6月2日(月)は軽自動車税の納期限です

固定資産税・都市計画税(第1期分:4月30日納期限)の納付はお済みでしょうか。

納税に関するご相談は区役所納税課まで

保険・年金

△65歳以上で保険料の納め忘れのある方はいませんか▽
 災害など特別な理由もなく保険料を納めずにいると、介護サービスを利用する際に、保険給付の制限を受けることがあります。未納の方は至急納めてください。
 【詳細】区役所(1階)の保険年金課

国民健康保険
 △所得申告書の提出を▽
 国民健康保険料は、前年の所得に基づいて算定します。所得税や住民税の申告をした方や源泉徴収した方は申告内容を基にしますが、それ以外の方は保険料算定のための所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は、5月12日(月)までに必ず提出してください。
 △国保の加入漏れにご注意ください▽
 社会保険や共済組合など、国保以外の公的医療保険に本人として加入していた方が、長寿医療(後期高齢者医療)制度に移行した場合、その被扶養者だった方は、ほかの家族の扶養に入る場合を除き、国保の加入手続きが必要です。
 △年間保険料の支払い上限額が決まりました▽

国民健康保険料の納め忘れはありませんか
 滞納整理特別強化月間

- ★滞納処分の強化(給与・預貯金などの差し押さえ)
- ★滞納世帯への財産調査の強化
- ★納付相談・納付指導の強化

納付が困難な方は、区役所の保険年金課にご相談を

20年度の国民健康保険料について、年間支払い分の上限額が、医療分44万円、支援金分12万円、介護分9万円に決まりました。なお、国民健康保険料は6月に決定し、通知書を送付します。
 【詳細】区役所(1階)の保険年金課
 △特定健康診査等実施計画を配布▽
 市では、国保加入者向けに、健診と生活習慣病予防の保健指導を盛り込んだ計画を新たに策定。その計画書を区役所などで配布しています。なお、40歳以上の方へは、5月下旬に健診の受診券を送付します。
 【詳細】市コールセンター ☎(222)4894